

校正・試験・検査のお申し込みに関する了承事項

終了予定日、料金等および次の事項についてご検討の上、ご了承いただけましたら、供試品等をお持ちください。

1. お申し込みについて

供試品の情報、校正・試験・検査(以下総称して「校正等」という)および証明書等に関しては、ご希望の内容を入力および選択した依頼書を校正希望前月の15日までに提出ください。終了予定日および見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものです。終了予定日とは、特込においては、引取可能日であり、輸送業者利用の場合は、弊社発送日とします。輸送業者判用時は、精密機器運搬に耐える梱包をしてください。

2. お申し込みの取消等

以下の事項の一つにでも該当する場合、弊社の判断でお申し込みを受け付けられないこと、また一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。

なお、原則として、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。

- ① お申し込みが、弊社において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- ② お客様が本了承事項12.に違反した場合。なお、この場合、弊社は、当該取消しによりお客様が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、また、当該取消しにより弊社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。
- ③ お客様において、資産、信用状態が悪化し又はそのおそれがある場合。
- ④ 弊社が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
- ⑤ その他お申し込みについて弊社が不適切と判断した場合。

3. お申し込み内容の変更

依頼書ご提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、再度依頼書を弊社にご提出ください。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、弊社が校正等の目的を達成するために校正等内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

4. お申し込みの取り下げ

お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて弊社にご提出ください。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

5. 校正等に関する確認事項

- ・弊社では、弊社が作成した手順書・要領書(以下総称して「手順書等」という)に基づき供試品の校正等を行います。
- ・弊社に校正等手順書等がなく、お客様の依頼に基づく適用規格、条件および方法で弊社が実施可能と判断した場合は、校正等を実施いたします。
- ・校正等を行った項目の値は、弊社が供試品の校正等を行った時点の測定値を報告しております。可否判定をご希望の場合には、依頼書の精度欄にご記載ください。

6. 証明書等

- ・紙発行による証明書等は、カラーでの複写および一部分のみの複製による利用はできません。デジタル発行による証明書等は、一部分のみの複製による利用はできませんが、電磁的なファイルコピーによる複製およびカラー/白黒での印刷を制限するものではありません。
- ・証明書等に記載される環境条件が範囲で示されている場合は、校正等が行われた環境範囲を示しています。
- ・機器類に貼付されるラベル等は、別に発行された証明書等の項目についてのみ校正等が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について校正等が行われたことを意味してはおりません。
- ・証明書等をデジタル発行した場合において、デジタル発行した証明書等の内容に修正が必要となったときは、修正後の証明書等(以下「新証明書等」という)をデジタル発行します。弊社が新証明書等をデジタル発行したときは、お客様は、お客様の責任において、修正前の証明書等(以下「旧証明書等」という)を譲渡又は交付した利用者全てに旧証明書等の利用停止、および新証明書等を利用することを通知するものとします。

7. 所在場所への立ち入り

- ・出張校正等の場合は、弊社職員がお客様の指定した場所に立ち入り、必要な校正等を実施いたします。
- ・出張校正等を行う場合、弊社職員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保および立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。
- ・なお、専ら弊社職員の不注意による場合を除き、弊社職員が何らかの危害・損害を受けた場合には、弊社はお客様に対してそれにより弊社が被った損害の賠償を求めることがあります。

8. 損害賠償

- ・弊社が、校正等の履行に関し、弊社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、弊社はお客様に対して直接的かつ現実的に生じた通常の損害(逸失利益、特別損害、間接利益を含まない。)についてのみ賠償するものとし、その上限額は、校正等料金相当額とします。
- ・前項にかかわらず、弊社が供試品等を弊社の責に帰すべき事由により滅失又は毀損した場合、弊社は、弊社の責任と費用負担において修理可能ときは修理を行い、修理不可能なとき(滅失時を含む。)は、供試品等の会社法上の簿価相当額をお客様に支払うものとします。
- ・前二項にかかわらず、以下の事項に該当する場合、弊社はその責を負わないものとします。
 - ① 天災地変、その他不可抗力により、校正等業務の履行および証明書等の発行ができなくなった場合、弊社はその責を負わないものとします。
 - ② 供試品等の輸送中に生じた損害については、弊社はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客様のご負担となります。

9. 支払方法

弊社は、校正等業務終了後、請求書を発行いたします。お客様は、請求書受領後、校正作業完了月の翌月の末日までに現金を請求書に記載の指定銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込による手数料は、お客様のご負担となります。

10. 異議・苦情申し立て

校正等結果に関する異議又は校正等業務に関する苦情は、文書により弊社にお申し出ください。弊社において異議又は苦情の内容を調査又は審議し、弊社が必要であると判断した場合には、お客様に対し文書で回答させていただきます。

11. 機密保持

弊社は、校正等業務を遂行する上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には弊社の判断で第三者に開示することがございます。

- ① 弊社がISO9001等の審査を受ける際に認定機関に対し依頼書等を審査資料として開示する場合。
- ② 法令又は官公署からの命令・要請等があった場合。

12. 反社会的勢力の排除

・お客様は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)および以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

・お客様は、自ら又は第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

13. その他

本了承事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、お客様と弊社で協議の上、解決にあたるものといたします。